

## 企画競争実施の公示

平成29年7月4日

東北運輸局 観光部長 飛田 章

次のとおり、提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名

外航クルーズ船誘致促進業務

(2) 業務内容

①クルーズ船所有の船会社幹部の招請・視察

被招請者：欧米の船会社 1社2名程度

招請時期：平成29年10月までの4泊5日程度（1回）

②被招請者に対するアンケート調査等の実施・集計・分析

③事業実施後のフォロー

(3) 履行期限 平成30年2月28日

### 2. 企画競争参加者資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有するものであること。（但し、地方自治体を除く）今年度、初めて企画提案書を提出する際には、本資格を有していることを証明するため、当該資格審査結果通知書の写しを添付すること。

(3) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

「女性の活躍推進にむけた公共調達及び補助金の活躍に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づいた認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、企画提案者としての加点対象となるので、企画提案書と併せて別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」（証明書類添付含む）を添付すること。

※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合確認表様式

（下記よりダウンロード可能）

[http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kobo\\_kikaku/wa-kurairhubaransu\\_youshiki.doc](http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kobo_kikaku/wa-kurairhubaransu_youshiki.doc)

#### 4. 手続等

##### (1) 担当部

東北運輸局 観光部 国際観光課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1

電話 022-791-7510 FAX 022-791-7538

E-Mail [tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp](mailto:tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp)

##### (2) 説明書の交付

別紙参照

##### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

**平成29年7月18日（火）17時00分まで**、(1)まで7部持参、郵送（書留郵便に限る。）にて提出とする。または電子メールによる電子データの提出も可とする。

（電子メールで提出する場合は、送付1回あたり5MB未満の容量での分割送信とする。）

##### (4) 説明会の日時及び場所

説明会は実施しない。

##### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングを実施する場合には、別途ヒアリング日時及び場所を通知し実施する。

#### 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行なわない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行なった場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。

- ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- ② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。
- (9) その他の詳細は説明書による。

## 外航クルーズ船誘致促進事業 説明書

### 1. 目的

観光庁では、「観光ビジョン実現プログラム 2017」に掲げたインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化に係るビジットジャパン事業を展開していくこととしており、この一環として、東北運輸局においては東北地域の関係者と連携した、東北地域への外国人旅行者を誘致するためのビジットジャパン地方連携事業を実施しているところである。

東北地域においては、東北の観光復興に向け、2020年に外国人宿泊者数150万人泊とする目標の中、宿泊旅行統計調査（観光庁）によると平成28年は64.8万人泊に達し、更なる外国人宿泊者数の高みを目指し、官民、観光関係者、地域住民が一丸となり、東北地域の観光振興に取り組んでいく必要がある。

今般、クルーズ船を所有する欧米の船会社のキーパーソンを招請し、宮古港、大船渡港、青森港、秋田港の各港湾機能や背後観光地における自然・伝統芸能・文化・食等の魅力を紹介することにより、クルーズ客船の寄港回数の増加と東北の各主要港湾を巡る外航クルーズの商品造成促進を目的とする。

### 2. 事業主体（連携先） 一般社団法人東北経済連合会・一般社団法人東北観光推進機構

### 3. 業務概要

- (1) クルーズ船所有の船会社幹部の招請・視察  
被招請者：欧米の船会社 1社2名程度  
招請時期：平成29年10月までの4泊5日程度（1回）
- (2) 被招請者に対するアンケート調査の実施・集計・分析
- (3) 被招請者に対する事業実施後のフォロー（船会社における商品造成の把握・報告）

### 4. 企画提案書作成

- (1) 日本工業規格A4版とする。
- (2) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (3) 企画提案書の差し替えなどは、原則認めないこととする。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、具体的に、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする。

### 5. 企画提案書記載内容

- (1) 提案会社の概要

- ・組織内容、取り扱い業務内容
- (2) 訪日旅行の動向分析に関すること
  - ・外客クルーズ船による訪日旅行及び東北の主要港湾寄港の動向分析
- (3) 事業の戦略に関すること
  - ・事業のコンセプトやターゲット設定などの事業の根幹
- (4) 事業全体の行程に関すること
  - ・事業全体のスケジュール
- (5) クルーズ船所有の船会社幹部の招請・視察に関すること
  - ① 招請対象者：商品造成に意欲あるクルーズ船を所有する欧米の船会社の幹部を提案条件とするが、具体的被招請者は連携先と協議の上決定する。
  - ② 被招請予定者：欧米の船会社 1社2名程度（幹部1名及び同行者1名程度）
  - ③ 招請時期：平成29年10月までの4泊5日程度（1回）
  - ④ 招請行程
    - ・東北地域及び外航クルーズ船寄港ならでの招請テーマを提案するとともに、以下の港湾機能や背後観光地の魅力を紹介するオプションルーツアーに資する情報やルート案を提案すること。具体的な最終招請行程案については、視察箇所を踏まえ連携先と協議の上決定する。
    - ・（視察箇所（港湾））：宮古港、大船渡港、青森港、秋田港。
  - ⑤ 航空券の手配
    - ・必要となる被招請者の航空券を手配すること。（同行者及び通訳分は国内からでも可）
    - ＊燃油サーチャージ、空港施設使用料、空港税等の諸経費を含めること。
  - ⑥ 航空以外の国内移動手段の手配
    - ・必要となる国内移動手段（原則、鉄道及び専用車）を手配すること。
    - ・行程上で必要となる有料道路通行料、駐車場利用料についても算定を行うこと。
    - ・乗務員宿泊料が必要な場合は別途項目を立てて算定すること。
    - ・鉄道利用にあたっては乗車券及び指定席特急券を手配すること。
  - ⑦ 行程中に必要な被招請者に係る宿泊、食事、観光入場、体験に係る予約、手配の一切（同行者分含む）
    - ・宿泊施設は、インバウンドに積極的な施設とし、原則、客室または公共スペースにおいてWI-FIが利用可能な施設とすること。
    - ・滞在中の食事について各港・地域等の特色を出すことや食事内容が重複しないように留意すること。
  - ⑧ 通訳の手配に関すること
    - ・国内移動フルアテンドの通訳1名を手配すること。
    - ・現地（集合・解散）までの交通関連費を別途項目立てし算定すること。
- (6) アンケート調査の実施・集計・分析に関すること
  - ① 被招請者を対象としたアンケートの作成。
  - ② アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告。

③ その他、特筆すべき提案内容。

(7) 事業効果の把握等に関すること

- ① 事業効果をより一層向上させるための船会社に対する働きかけを含めた具体的な対応。
- ② 事業効果を把握するための目標設定、測定（調査）方法の提案及び実施。
- ③ 目標設定に関する成果指標項目は以下のとおりとする。
  - ・アウトプット成果指標：「招請人数」
  - ・アウトカム成果指標：「造成ツアー本数、造成ツアー送客数」

(8) 事業実施体制に関すること

- ① 事業実施に際しての社内外組織・団体との連携体制
- ② その他、特筆すべき事項

(9) 安全の確保等に関すること

- ① 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載する。
- ② 当事業に係る傷害保険の加入について
- ③ 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。
- ④ その他、特筆すべき事項

(10) 業務に必要な経費・内訳に関すること。

- ① 業務に必要な経費・内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ② 業務に必要な経費・内訳について説明を求める場合がある。

## 6. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

## 7. 本事業に係る問合せ

(1) 受付窓口

東北運輸局観光部 国際観光課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

電話022-791-7510 FAX 022-791-7538

E-mail tht-tohoku-kanko@ml.mlit.go.jp

(2) 受付期間及び方法

平成29年7月4日(火)から平成29年7月18日(火)17:00まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問

② 積算に関する内容

8. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

9. 契約書の作成

要

10. 支払い条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

11. 概算予算額

3,609千円以内（消費税含む）（国負担額 1,784千円以内）

12. 事業実施期間

契約の日から平成30年2月28日まで

13. 事業報告書の作成

- ① 事業終了後、事業報告書1部及び報告書の電子データを東北運輸局、連携先へ提出すること。報告書の構成は別紙2のガイドラインを基に作成すること。
- ② 観光庁が作成したVisit Japan 成果確認システム(VJnet.)に、事業の進捗管理、成果情報等を迅速に入力すること。
- ③ 事業報告書は、東北運輸局HPで公表するため、公表前提で作成すること。

14. その他

- (1) その他、特筆すべき事項があれば提案すること。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を採用しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を採用しなかった旨及び非採用理由を書面により通知する。
- (3) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。
- (4) 提出された企画提案書が全て採用するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。
- (5) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求められるものとする。
- (6) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。

(7) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。



## 企 画 提 案 者 評 価 基 準

提案者は、次に掲げる事項により評価、特定する。

### 1. 企画提案内容の評価項目と基準関係

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を確実に遂行できるものであること。

### 2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に関してワーク・ライフ・バランスを推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

### 3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記1. (1)～(4)の各評価項目について1点から10点までの10段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案者の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の60%以上で、かつ、上記(2)を加点した合計点が最も高い企画提案者を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案者が複数いる場合には、そのうちから委員長が特定する。

### 4. 契約方法

- (1) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。
- (2) 特定された者の提案内容については、効果的な事業遂行を図るため、事業連携先と協議を実施した上で随意契約することとする。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目 ※2	最大3%	1
		2段階目 ※2		2
		3段階目		3
		行動計画 ※3		0.5
	次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)	くるみん		1
		プラチナくるみん		2
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(例えば「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん」の認定を受けている企業の場合は配点が高い2%分を加算する。)

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

## 招請事業に係る実施報告書ガイドライン

### 1. 事業概要

- (1) 事業名称
- (2) 事業目的
- (3) 実施主体
- (4) 実施期間
- (5) 事業内容

### 2. 事業行程内容

- (1) コース選定理由（テーマ、コンセプト等）
- (2) 被招請者名簿
- (3) 被招請者概要（会社の特徴、実績、選定理由等）
- (4) 事業行程（全体日程）
- (5) 各視察・取材状況
  - ① 写真 ② 場所 ③ 視察取材状況の説明キャプション（説明に対するコメント等含む）
- (6) 商談会（意見交換）等
  - ① 参加者名簿 ② 会場配席図 ③ 次第（タイムスケジュール）等 ④ 写真 ⑤ 商談会（意見交換）等の結果概要（意見等集約）
- (7) セミナーの開催
  - ① セミナーでのコンセプト ② 発表資料・概要 ③ 参加者名簿 ④ 会場配席図
  - ⑤ 次第（タイムスケジュール）等 ⑥ 写真 ⑦ セミナーの議事概要
  - ⑧ 参加者からの意見等
- (8) その他関連資料

### 3. 事業アンケート調査

- (1) アンケート内容
- (2) アンケート集計結果
- (3) アンケート分析（事業行程における招請者からのコメント等から読み取れる魅力や課題抽出等）
- (4) アンケートの実施言語版と翻訳を添付

### 4. 情報発信（雑誌・新聞全般）（記事掲載全般・広告宣伝全般を含む）

- (1) 記事掲載の実施時期、事業の特徴、内容
  - ① 媒体名 ② 媒体接触者数 ③ 発刊日 ④ 掲載量（A4換算）
- (2) 媒体の特徴
  - ① 会社名 ② 所在地 ③ 電話 ④ URL ⑤ 発行形態（月刊・週間・デイリー）
  - ⑥ 発行部数 ⑦ 販売価格 ⑧ 媒体の特徴 ⑨ 掲載時期 ⑩ その他

- (3) 掲載記事・記事内容の翻訳
- (4) ブログ・Facebook での情報発信があった場合はその画面及び翻訳

## 5. 情報発信（TVメディア全般）

- (1) 番組放送の実施時期、事業の特徴、内容
  - ①媒体名 ②媒体接触者数 ③放送日 ④放送内容
- (2) 番組会社の特徴
  - ①会社名 ②所在地 ③電話 ④URL ⑤番組の特徴 ⑥視聴率 ⑦販売価格
- (3) 放送内容の翻訳
  - ①ブログ・Facebook での情報発信があった場合はその画面及び翻訳
  - ②その情報発信に対する特徴的なコメントがあればその紹介

## 6. 情報発信（ブロガー全般）

- (1) 記事掲載の実施時期、内容
  - ①記事掲載内容・翻訳 ②媒体接触者数 ③訪問者数とページビュー
  - ④その他数字で表すことが可能なもの（インプレッション・クリックなど）
  - ⑤特徴的なコメント
- (2) ブロガーの特徴
  - ①ブロガー名 ②所在地 ③電話 ④URL ⑤ブロガーの得意分野 ⑥ファン数
- (3) ブログ・Facebook での情報発信があった場合はその画面及び翻訳

## 7. 商品造成等に向けた追跡調査（帰国後）

- (1) 実施結果概要（旅行会社の検討状況等）
- (2) 調査内容（商品化の検討に向けた調査）
- (3) 調査結果
  - ①商品造成がされた場合はそのチラシなど（翻訳も含めて）
  - ②HP での商品販売広告がされた場合はその画面と内容
  - ②されなかった場合はその理由
- (4) 調査分析（効果測定）

## 8. その他特筆すべき事項

## 9. まとめと今後の展開について